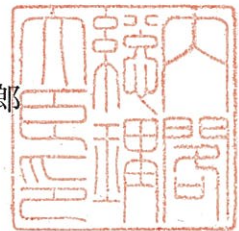




消表対第385号  
平成25年8月27日

消費者委員会  
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣臨時代理  
国 務 大 臣 麻 生 太 郎



諮 問 書

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号）  
第3条第4項の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の規定に基づく日本住宅性能表示基準に関し、別紙のとおり住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）の廃止及びエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）の策定に伴う見直し等の改正を行うことについて

住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の規定に基づく  
日本住宅性能表示基準（告示）の見直しについて

1. 主旨

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年6月23日法律第81号)は、住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度を設けること等により、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

同法は、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法の基準を日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)として定めている。そして、日本住宅性能表示基準は、国土交通大臣が定める評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)に従って算出された等級等を表示する仕組みとなっている。

今般、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準が引用する住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。以下「旧省エネ基準」という。)が廃止され、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「新省エネ基準」という。)が策定されたこと等に伴い、日本住宅性能表示基準を改正することとなった。

このため、住宅品質確保法第3条第4項の規定に基づき、消費者委員会の議決を求めるものである。

2. 諮問する事項

「5 温熱環境に関すること」のうち「5-1 省エネルギー対策等級」が引用する旧省エネ基準は平成25年10月1日以降廃止されるが、新省エネ基準の附則には平成27年3月31日まではなお従前の例によることができる旨の規定が置かれていることから、これに沿う形で引用規定の改正を行う。

また、「5 温熱環境に関すること」について、新省エネ基準の施行に伴い、

外壁、窓等の断熱性能に加え、暖冷房、換気、給湯、照明設備の性能や太陽光発電設備等の創エネルギーの総合的な評価に基づく表示を行えるようにする等の所要の改正を行うほか、「1 構造の安定に関すること」のうち「1 - 6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」について、近年普及が進んだ杭状地盤改良が行われた場合にも表示が行えるよう所要の改正を行う。

### 3 . 今後の予定

平成 2 5 年 8 月 : 消費者委員会への諮問

9 月 : 本改正に係るパブリックコメント ( 1 か月 )

1 0 月 : 形式改正に係る改正告示の施行

平成 2 7 年 4 月 : 本改正に係る改正告示の施行 ( 一部は公布日施行 )